

大阪、平 7 不60、平11.6.24

命 令 書

申立人 総評全国一般大阪地連シンガー労組組合

被申立人 シンガー日鋼株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人シンガー日鋼株式会社(以下「会社」という)は、肩書地に本社及び工場(以下、この二つを併せて「本社・工場」という)を、国内及び海外に営業所等を置き、工業用、職業用、家庭用ミシンの製造及び販売を主たる業とする株式会社で、その従業員数は本件審問終結時約480名である。
- (2) 申立人総評全国一般大阪地連シンガー労働組合(以下「組合」という)は、肩書地に事務所を置き、会社従業員で組織する労働組合で、その組合員数は本件審問終結時約40名である。
- (3) 会社には、組合の外に会社従業員約250名で組織する全国金属機械労働組合栃木地方本部シンガー日鋼支部(以下「工場組合」という)及び会社従業員約30名で組織する全労連・全国一般労働組合東京地方本部シンガーミシン労働組合(以下「東京組合」という)がある。

2 会社の組織及び組合員の役職等

(1) 会社の組織等

ア 本件申立て時における会社の組織

本件申立て時、会社には、本社機構の外に東日本支店、中日本支店、西日本支店の三つの支店等から成る国内営業組織があり、支店の下には営業所、出張所やショップが置かれていた。国内営業組織に所属する従業員は約100名であった。

イ 本件審問終結時における会社の組織

平成8年8月21日、会社は、機構改革(以下「8.21機構改革」という)を行った。これにより、国内営業組織においては支店が廃止され、代わりに七つの営業所が置かれることとなった。

ウ 会社における職位

会社の従業員の職位は、上から部長、副部長、課長、課長代理、係長、主査、一般となっている。

(2) 組合員の会社における役職・職務権限

ア 会社において本件申立て時に課長以上の職位にあった組合員は、組合執行委員長D（以下「D委員長」という）、F（以下「F組合員」という）及びG（以下「G組合員」という）の3名（以下、この3名を「D委員長ら3名」という）であった。D委員長は課長であり、F組合員及びG組合員は副部長であった。

会社は、D委員長ら3名を課長以上に昇格させるに際し、新しい役職と組合員資格との抵触について言及したことはなかった。

イ D委員長は、8.21機構改革以前は、課長の職位にあり、中日本支店の下にある五つの営業所のうちの一つである近畿家庭用製品営業所（以下「近畿CP営業所」という）の所長であった。近畿CP営業所の下には京都出張所、神戸出張所及び量販店グループがあり、D委員長には約20名の部下がいた。

D委員長は、近畿CP営業所長として、以下のような業務を行っていた。

①営業所員の欠員補充の申請、募集、面接、試験、第一次的採用判断、②試用期間経過後の営業所員の本採用の可否の第一次的判断、③営業所員の昇格についての第一次的評価、④営業所員の異動の申請、⑤営業所の年間の予算計画及び販売方針等の原案作成、⑥1万円以下の経費支出の認可、⑦営業所員の出勤簿や時間外勤務報告書の認可、等

しかし、8.21機構改革で中日本支店が廃止されたことに伴い、近畿CP営業所は同じく同支店の下にあった近畿工業用製品営業所（以下「近畿IP営業所」という）等とともに新たに大阪営業所として統合され、D委員長は営業所長ではなくなった。本件審問終結時、D委員長の職位は課長のままで、直属の部下2、3名とともに営業業務を担当しているが、特に肩書はない。また、上記①～⑦の業務は行っておらず、その権限もない。

ウ F組合員は、元西日本支店長代理であり、G組合員は、元中日本支店長代理であったが、8.21機構改革後はF組合員は福岡営業所長に、G組合員は大阪営業所長代理になった。職位は2人とも8.21機構改革前も後も副部長であった。ただし、本件審問終結時には、両組合員とも既に定年退職している。

3 本社・工場正門前におけるピラ配布

(1) 平成7年3月1日、組合は会社に対して、平均4万円の賃上げ等を内容とする同年度春闘要求を提出し、同要求に係る団体交渉（以下、団体交渉を「団交」という）が同月15日、23日及び31日に開催された。その後、会社と工場組合との間では同年4月7日に平均6,541円の賃上げで同年度春闘交渉が妥結した。しかし、組合は同月13日の第4回団交においても上積み求めたため、労使間の合意には至らなかった。

(2) 平成7年4月24日、組合は本社・工場正門前等でビラ配布を行った(以下、このビラ配布を「4.24ビラ配布」という)。組合が本社・工場においてビラ配布を行うのは、これが初めてであり、その状況等は以下のとおりである。

ア ビラ配布は、同日午前7時15分から同55分にかけて、組合員6名によって、本社・工場の正門と裏門の両方で行われた。正門での配布者は4名、裏門での配布者は2名であり、D委員長も正門で配布していた。正門では、左右の門柱の付近にそれぞれ2名の組合員が立ち、進入してくる自動車に対してビラ配布を行い、適宜移動して、正門西側の通用門付近においてもビラ配布を行っていた。また、組合員らは、左右の門柱間を移動することもあった。本社・工場の正門付近の地図は別図のとおりであり、会社敷地の境界線はA点とB点を結んだ線である。組合員がビラ配布を行っていた場所は、境界線付近の公道であるか会社敷地内であるかがあいまいな所であった。

イ 正門前はT字路の交差点となっており、交差点に通じる道路の車道部分の幅員は、会社正門から南に伸びる道路が10メートル、西に伸びる道路が6メートル、東に伸びる道路が7メートルであった。西に伸びる道路は平日の午前7時から午前9時までの間は同交差点からは西行き車両進入禁止となっている。また、同交差点の中心の路面には、点滅警告灯が設置されている。

なお、正門の門柱の間隔は7メートルである。

ウ 本社・工場の従業員は、ほとんどが自動車通勤であり、約350台が正門を、150台が裏門を利用している。

会社の始業時刻は午前8時であるため、午前7時30分から同50分にかけての時間帯が会社従業員の出勤のピークであり、また、午前7時45分頃には、会社の通勤バス1台が会社正門手前の歩道において従業員を降車させてから正門を歩いていったん構内に入り、構内で方向転換をして、再度正門から出ていっていた。

なお、正門前交差点は、会社の関係者のみが通行するものではなく、特に通勤時間帯には東の方角にある工業団地に向かう東行き車両が多数通行している。

エ 4.24ビラ配布で配布されたビラは、その見出しが、「本社・工場の縮小計画に雇用を守る闘いを」、「シンガー労組(大阪)の闘いにご支援を」というものであり、会社が本社・工場の縮小計画を進めようとしているので団結して雇用確保のために闘おうという本社・工場の従業員への呼び掛けと、賃上げ交渉において会社が提示した額は低額回答の押し付けである旨が記載されていた。

オ 本社・工場の従業員のうち、4.24ビラ配布当時における申立人組合員は2名であり、他の従業員は、そのほとんどが工場組合か東京組合に加入していた。

- (3) 平成7年4月24日、会社常務取締役H(以下「H常務」という)は、午前7時半頃、会社総務部人事課長J(以下「J課長」という)から、「組合が会社の門前でビラまきを行っており、交通上も危険な状態である」旨の電話を受け、午前7時50分頃出社し、ビラを配布しているD委員長に対し、「前日に届けて会社の許可を受けてまくように」、「宗教団体の集会や屋台でも前でするときは届けてくる」と述べた。これに対して、D委員長が、「ここでビラをまいて何が悪いのか。ビラまきは自由である」と反論して5分ほどやりとりが続いた。

また、同日午前7時半頃、工場組合書記長K(以下「K工場書記長」という)がD委員長に、「うちにも労働組合があるのだから一言あいさつがあつてしかるべきではないか」と抗議した。その直後、D委員長は工場組合委員長M(以下「M工場委員長」という)に出会ったので、ビラを配布していることを伝え、M工場委員長は、「うちは結構だが、H常務に言ってみたら」と述べた。

なお、工場組合及び東京組合は、それぞれ自己の教宣用のビラを配布するときには、事前に会社に届け出て、会社の許可を得た上で、本社・工場構内の交通上危険のない場所において行うこととしていた。

- (4) 平成7年4月25日の団交において、組合はH常務が4.24ビラ配布を妨害したと抗議した。これに対し、H常務は、「人の家の前でビラをまくのに事前に了解を得るのが常識だ」、「勝手にまくのは認めない」等と発言し、組合は、「会社の門前の公道上で配布するのに、会社の許可を得る必要はない」と反論した。
- (5) 平成7年6月23日午前7時5分頃から同55分頃まで、組合は本社・工場前で第2回目のビラ配布を行った(以下、このビラ配布を「6.23ビラ配布」という)。ビラの見出しは、「大阪CPIP労組のたたかいにご支援を」、「退職金の増額と会社都合(割増)を制度化せよ」というものであった。

この日は、組合員の2名が正門前で、2名が裏門でビラ配布を行った。6.23ビラ配布も、4.24ビラ配布と同様の位置において行われたが、D委員長は、台湾に出張しており、参加していなかった。

午前7時15分頃、会社総務部総務課長N(以下「N総務課長」という)は、正門前でビラを配布していた組合員に対し、「ビラをまくなら届けてからまきなさい」、「門前でまかれると事故が起きるかもしれない。届けとかそんなことではなくて、事前に言ってもらえればちゃんと会社の中でまけるようにします」等と述べてビラ配布をやめさせようとした。これに対し、ビラを配布していた組合員は、「H常務は団交でも『ビラまきは自由にやってもらったらい』と言っているし、組合が会社の前でビラをまくのに届ける必要はない」と述べてビラ配布を続けようとした。N総務課長は、「前日に言ってもらえればまけるように指示を出す。工場組合には今まではビラ配布を拒否したことはない」となおも説得を試み

たが、組合員は「妨害をしないでまかせなさい」と抗議した。結局、このやりとりは午前7時55分頃まで、40分ほど続いた。また、別の組合員は、「届け出てまきなさい」というN総務課長に対し、「あっ、じゃ今届けます」と答えた。

この日、M工場委員長とK工場書記長は、出勤する従業員に対し、「ビラを取らないで」と大声で呼び掛け、正門前で一時停車しないように自動車を誘導した。

なお、同日は午後には大阪で賃上げに関する組合と会社との団交があったため、H常務は本社・工場には出勤しなかった。同団交で賃上げ及び夏季一時金交渉が妥結し、賃上げの妥結額は平均6,900円であった。

- (6) 組合は、平成7年8月23日に当委員会に本件救済申立てを行ったが、その後も本社・工場前におけるビラ配布を行っている。同年11月21日に行われたビラ配布の際、H常務は、交差点内に車を一時停止して、ビラを受け取りながら組合員に対し、「何度言ったら分かるんだ。ここでビラをまくと危ない」等と発言した。

#### 4 広島居酒屋におけるH常務の発言等

- (1) 平成7年5月23日及び翌24日、H常務とJ課長(以下、この2名を併せて「H常務ら2名」という)は、福岡市及び広島市へ出張した。この出張の目的は、同年7月1日施行の製造物責任法(以下「PL法」という)の社内統括責任者であったH常務が、福岡市にあった九州営業所と広島市にあった中四国家庭用製品営業所(以下「広島営業所」という)においてPL法の概要について説明を行うこと、及びJ課長を両営業所員に紹介することであった。

出張日程は、同年5月24日の午後に組合との団交が大阪で行われる予定であったので、それに合わせて、同月23日に九州営業所で説明会を開催した後、広島に移動し、翌24日午前中に広島での説明会終了後、大阪に移動し、同日午後、組合との団交に出席するというものであった。なお、H常務ら2名は団交における会社の主要メンバーであった。

- (2) 平成7年5月23日午後5時過ぎ、H常務ら2名は広島営業所に到着した。H常務ら2名は、広島営業所の業務内容の説明を受け、人事面での要望等を聴いた後、営業所員らと同営業所近くの居酒屋において会食をすることになった。

同日午後7時過ぎから始まった会食には、広島営業所からは西日本支店長Qを始めとして課長代理、係長等5名が参加し、計7人での酒席であった。このうち組合員は、広島営業所課長代理であり組合執行委員であるR(以下「R執行委員」という)及び同営業所係長であるSの2名であった。なお、広島営業所の従業員6名のうち組合員は上記2名と女性事務員1名の計3名であった。

この酒席においては、それぞれ座席の近い者相互間で、営業の話や個人の近況、野球の話等をしており、H常務も隣に座っていたR執行委員

と話をした。なお、R執行委員は、広島営業所に勤務する以前に京都出張所長をしており、その当時H常務が営業担当の常務取締役であった関係から、この二人は互いに知り合いであった。H常務とR執行委員の間では春闘の最中であったので組合の話も出た。R執行委員がH常務に「春闘はどうなっているのか」と尋ね、H常務は「大変だ」、「組合は4万円の要求を掲げて、同じ団交を何回もやっている。先が見えない」等と答えた。また、H常務は、4.24ビラ配布及び6.23ビラ配布に関して「無届けでビラまきが行われてけしからん」、「(組合の上部団体の)Uは高圧的で非常に話が分かりにくくて困る」、「言葉尻を捕らえて文句を言う」等と発言した。さらに、H常務は、「D委員長以外の役員の名前については正式に紹介を受けていないので分からない。訳の分からない人間から電話が掛かって来て困る」旨の発言も行った。なお、これは会社が組合に文書での役員名簿提出を要求したにもかかわらず、組合は団交の席で団交メンバーを口頭で紹介するのみだったということがあったからである。

同日午後11時前後に、上記7名は居酒屋を出たが、この後、H常務ら2名とR執行委員ら合計5名が二次会のためにスナックへ行った。この二次会に向かう路上で、J課長はR執行委員に対し、「最近団交に出てこないが団交メンバーではなくなったのか」と尋ねた。二次会が終わったのは翌24日午前1時過ぎであった。

- (3) 平成7年7月21日、団交の場において、組合は会社に対し、前記(2)記載の広島の居酒屋等におけるH常務ら2名の発言(以下「5.23広島発言」という)に関する申入書(以下「7.21申入書」という)を提出した。同申入書による抗議の要旨は、以下のとおりであった。組合が5.23広島発言に関して抗議を行ったのはこれが最初であった。

- ① H常務が『本社のビラまきはけしからん。門前でしかも無届でまいた』、『Uは過激だ』、『Uは言葉尻を捕らえてごちゃごちゃ言う』、『東京の組合は上部と切れた。大阪の組合は上部にぶら下がっている』などと発言して、当組合を中傷、誹謗するとともに『大阪の組合をぶつつぶしたる』と大声でその破壊を公言した。
- ② H常務は、『委員長は文書が来るのでDと分かるが、書記長も、副委員長も正式に聞いていない。ときどき訳の分からん奴から電話が掛かってくる』とも述べた。
- ③ H常務は、公道上で、R執行委員に対して、『実家の近くに家を建てたんやな。動けるのか』と述べたり、また、J課長も公道上で『Rさんは団交から外れたな。広島から来るものと思っていた。外されたんやな』とも述べた。
- ④ H常務ら2名の発言は、労働組合法(以下『労組法』という)第7条に違反する不当労働行為以外の何物でもないことは明らかである」

また、この申入書で組合は会社に対し、「①H常務ら2名の不当発言の

撤回、謝罪、誓約書の提出、②H常務ら2名を会社の責任において厳正に措置すること、③真に業務上の理由により事業所を縮小ないし閉鎖しなければならなくなり、組合員の異動の必要性が生じた場合、過去の協定書を誠実に守り、労使間で協議整うまでは一方的に強行しないことを誓約すること」を要求した。

この日の団交で、H常務は5.23広島発言については、「覚えていない」と返答した。また、J課長は、R執行委員に対する「最近団交に出ていないな」との発言は認めたが、「『外されたんだな』との発言は記憶にない」と主張した。

- (4) 7.21申入書に対して、会社は平成7年7月28日付けで回答書を組合に提出した。この回答書の内容は、以下のとおりであった。

「酒席でのブレーストーミング的な話合いの中で、二人の発言だけを、斯くこうまで追求してくるのか理解に苦しむ」、「この度は、定時後の和気藹々としたなかで過ごしたという懇親会における発言を捉え、このような正式文書で抗議を受けたことは甚だ遺憾であり、労使関係に及ぼす影響が懸念される場所である。ついては、今後、貴組合と会社は互いに協力、強調し、良好な労使関係が構築できるよう強く願うものである」、「なお、本件に関しては、H常務、J課長についての措置等を講じる事由は見当たらず、また、現協定の履行は言を待たない」

- (5) 平成7年8月3日、7.21申入書に係る団交が行われたが、組合と会社の議論は平行線をたどり、同月8日に組合は再度同内容の抗議の申入書を会社に提出した。これに対し、会社は、同年9月1日の団交で話し合いの旨回答した。

しかし、同年8月23日、組合が当委員会に本件救済申立てを行ったため、会社はこの問題は当委員会において話をするので団交は行わない旨を組合に伝え、団交は行われなかった。

## 5 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容の要旨は次のとおりである。

- (1) 本社・工場門前におけるビラ配布に対する干渉・妨害の禁止
- (2) 組合及びその上部団体並びにこれらの役員等に対する誹謗・中傷、組合員に組織、役員、活動状況等を聞くなどの支配介入の禁止
- (3) 謝罪文の手交及び掲示

## 第2 判断

### 1 組合の申立人適格について

会社は、組合は本件救済申立て当時に会社の利益代表者に当たるD委員長ら3名を構成員として参加させており、労組法第2条ただし書第1号に該当するものであって、労組法に定める不当労働行為の救済を求める資格はないから、本件申立ては却下されるべきであると主張する。

しかしながら、労働組合が不当労働行為救済申立事件の救済命令を受けするためには、当該命令が発せられる時までに労組法第2条及び第5条第2

項の規定に適合する状態となっておれば足りるというべきである。

これを本件についてみると、本件申立て当時、D委員長ら3名が労組法第2条ただし書に該当する者であったか否かはともかくとして、前記第1.2(2)イ及びウ認定のとおり、本件審問終結時まで、D委員長ら3名のうち、G組合員及びF組合員は退職しており、残るD委員長は、職位こそ課長のままであるが、8.21機構改革時に営業所長の職を外れており、その後の職務権限に使用者の利益代表者に当たるようなものは認められない。

以上のとおりであるので、組合には申立人適格が認められる。

## 2 本社・工場正門前ビラ配布の妨害について

### (1) 当事者の主張要旨

ア 組合は、次のとおり主張する。

4.24ビラ配布の際、会社のH常務が、「前日に届けて、会社の許可を受けてまけ」等と述べながらまとわりつき配布を妨害、干渉した。

翌日の団交で組合がこれに抗議すると、H常務は、「人の家の前でビラをまくのに事前に許可を得るのが常識だ」、「勝手にまくのは認めない」等と述べ、非を認めなかった。

また、6.23ビラ配布の際も、守衛が、「許可なしにまかないように。会社から言われている」と妨害した。また、N総務課長が、「そんなところで配るならば届けなさい」などと述べ、配布者にまとわりつき、40分にわたり配布を妨害した。さらに、M工場委員長が、配布者と車の上に立ち上がり配布を妨害するのみならず、運転者に対して止まらずに直進するよう指示して配布を妨害した。このような妨害のため、この日のビラの配布枚数は大幅に減った。

組合員は、正門、裏門のいずれにおいても会社構内には立ち入らず、公道上でビラまきを行っており、会社の許可を求める必要はない。にもかかわらず、許可を受けることを要求し、妨害する会社の行為は組合に対する支配介入である。

また、M工場委員長も4.24ビラ配布時には快く了承していたのに、6.23ビラ配布時に態度を急変させ妨害に回ったことからすれば、会社は工場組合を通じて配布妨害を行ったものと推認できる。

組合が正門内の会社構内でビラ配布を行っていたというH証言は、非常にあやふやであり、信用し難い。また、仮に正門における組合のビラ配布が一部会社構内に及んでいたとしても、会社は「工場組合には届けてもらって正門の中で配布してもらっている」と団交で説明しており、それならば、会社は組合が会社構内でビラ配布したとしても同様に受忍すべきである。

会社は交通事故の危険性を主張する。しかし、配布時間帯に本社・工場正門に入構する自動車の総台数は会社の約350台という主張よりも少なく約210台ほどで、ビラを配布していても車は円滑に入構しており、交通に支障が出ることはない。このことは、H常務や社長など

が交差点内に車を停めて、ビラを受け取っている事実からも明らかである。また、進入禁止の表示や点滅警告灯は通勤時間帯にこの道路が危険な状態になることを示すものではない。

イ 会社は、次のとおり主張する。

本社・工場前は、T字路の公道の突きあたりに位置する。朝の通勤時間帯には、自動車通勤の会社従業員の自動車約350台、会社の通勤バス、東方の工業団地に向かう車両等で、このT字路は車両が数多く行き交う状態になる。

4.24ビラ配布の際、T字路内に車両が停車することになり、交通安全上極めて危険な状況となったので、H常務はD委員長に対し、「危ないからちゃんと届けてまきなさい」等述べたのであり、この説得をD委員長は、「ビラまきは自由だからそんなこと言われる筋合いはない」と無視したのである。

組合は、ビラ配布を会社の敷地外である公道で行ったと主張する。しかし、D委員長の証言のとおり正門門柱の道路側や通用門の辺りを移動しながら配布したとすると、通用門は会社構内に設けてあるので、当然、ビラ配布は会社構内で行われたことになる。

また、組合主張のように本社・工場正門門柱道路側の公道でのみ配布したとすると、車両はT字路に停車することになり、交通上非常に危険であり、他に迷惑を掛けることになる。

いずれにしても、組合がビラを配布したことにより、交通上の危険が生じていたことは明らかであり、これに対しH常務が、「危ないから届け出てまきなさい」と注意するのは当然のことであり、不当労働行為にはならない。

6.23ビラ配布についても同様に交通安全上危険であったため、N総務課長がビラ配布を行っていた組合員に、「危険だから届け出て許可を受けなさい」、「前日に言ってもらえればちゃんと中でまけるようにします」と説得したのであり、同組合員はこれを無視し続け、別の組合員は、「あっ、じゃあ今届けます」、「届出を忘れてました」と人をバカにするような態度をとり、説得を無視してビラ配布を続けたのである。

このようなN総務課長の説得は、会社施設管理と安全管理を全うする職責を有する総務課長としては当然のことであって、これを不当労働行為ということはできない。

また、組合はH常務が危険だと言いつつ、T字路に車を停めて、組合に注意したことをもって主張と言動が矛盾していると主張するが、H常務がT字路に車を停めたのは、身をもってこのような形で車を停車させることは危険であることを示し、これを組合に理解させるためであり、H常務の言動に矛盾はない。

(2) 不当労働行為の成否

ア 4.24ビラ配布において、H常務がビラ配布中のD委員長に対し、「会社の許可を受けてまけ」などと言い、このやりとりの間、D委員長がビラ配布ができなかったことから、組合はH常務の行為が支配介入行為であると主張する。

本件ビラ配布の態様についてみると、組合員がビラを配布していた場所は、前記第1.3(2)ア認定のとおり、正門及び通用門の付近で、会社敷地内と公道の境界付近に位置する微妙な場所であったことが認められる。また、H常務の行為の態様については、前記第1.3(3)認定のとおり、H常務はJ課長からビラ配布により交通上の危険が生じている旨の電話を受けて出勤し、ビラ配布中のD委員長に「前日に届け出て会社の許可を受けてまくように」と述べたこと、さらに前記第1.3(2)ア、ウ及び(3)認定のとおり、①H常務がD委員長と話したのは約5分という短時間であり、しかも出勤のピークを過ぎかけた午前7時50分頃からであったこと、②正門前にはD委員長のほかにも3名の組合員がおり、D委員長を除く他の3名は配布を続けたこと、③H常務が実力で配布を妨害したことはなかったこと、などが認められる。

正門前ビラ配布による交通上の危険性に関して、組合は、入構する車両の台数が会社主張よりも少なく、ビラ配布中にも車両は円滑に入構しており、危険性はなかったと主張する。しかし、前記第1.3(2)イ、ウ認定のとおり、正門前はT字路の交差点であること、多数従業員の自家用車通勤での出勤が集中する始業時刻前であったこと、会社従業員以外の工業団地へ向かう通勤車両も多数通行していることから、組合のビラ配布は相当程度の交通量のある交差点内に各自動車を一時的に停止あるいは徐行させることとなるから、会社がこれによって事故発生の危険があるとして、通勤時の従業員の安全を確保するために、その危険を排除しようとするのは無理からぬことであると判断される。組合は、H常務や社長も交差点に一時停止してビラを受け取っており、会社も危険とは感じていないと主張するが、H常務や社長がそのような行動を取ったことがあるからと言って、上記交通の危険が生じていない証左とすることはできない。

このように、組合によるビラ配布の位置が明確に会社構外と言えない位置で行われたことや、交通上の危険が懸念される事情にあったこと、さらにH常務の行為がビラ配布に対して与えた影響も軽度であったことを併せ考えると、4.24ビラ配布に関してH常務がビラ配布中のD委員長に対して行った行為が支配介入に該当するビラ配布妨害であるとまではいえない。

イ 6.23ビラ配布について、組合は、N総務課長がビラ配布中の組合員にビラ配布をやめさせようとしたこと、及び工場組合の委員長、書記長が通勤中の従業員の車をビラを取らないように誘導したことが会社

による支配介入行為であると主張する。

まず、N総務課長によるビラ配布中止の説得行動に関してみると、前記第1.3(5)認定のとおり、N総務課長は説得時に「門前でまかれると事故が起きるかもしれない。届けとかそんなことではなくて、事前に言ってもらえればちゃんと会社の中でまけるようにします」、「前日に言ってもらえればまけるように指示を出す。工場組合には今までは拒否したことはない」との発言をしたことが認められる。このN総務課長の発言は交通事故の危険を表明し、代案として会社敷地内でビラ配布を行えるようにすることを提案していると認められ、N総務課長の行動は、会社従業員の交通安全上の配慮のために取った行動であり、組合活動を妨害することを目的としたものではないと判断される。

次に、6.23ビラ配布時のM工場委員長とK工場書記長の行動についてみると、両名は他の労働組合の役員であり、その行動が会社の意を受けたものと認めるに足る疎明はなく、組合の主張は採用できない。

ウ 以上のとおりであるので、4.24ビラ配布及び6.23ビラ配布において、会社に不当労働行為は認められない。

### 3 5.23広島発言について

#### (1) 当事者の主張要旨

ア 組合は次のとおり主張する。

平成7年5月23日、H常務ら2名が業務上の出張という名目で九州営業所と広島営業所を訪問し、同日の終業後に組合員2名を含む広島営業所の所員らに同営業所付近の居酒屋で酒食を提供した際、H常務は、「本社のビラまきはけしからん。門前でしかも無届けでまいた」、「(上部団体の)Uは過激だ」、「Uは言葉尻を捕らえてごちゃごちゃ言う」、「東京の組合は上部と切れた。大阪の組合は上部にぶら下がっている」等と発言して、組合及び上部団体を中傷、誹謗するとともに、「大阪の組合をぶつつぶしたる」と繰り返し、大声で組合破壊を公言した。また、この席上、H常務はR執行委員に対し、「委員長は文書が来るのでDと分かるが、書記長も、副委員長も正式に聞いていない」と虚偽を述べて組合を中傷、誹謗し、加えて団交に参加した上部団体役員の経歴を聞いてきた。R執行委員とH常務の話の3分の2は組合の話であった。なお、組合は団交の席上、2回も団交メンバーの紹介を会社に対し行っている。

さらに、J課長もR執行委員に対し、「Rさんは団交から外れたな。広島から来るものと思っていた。外されたんやな」と述べた。これは、R執行委員が団交に出席していない事情を探ろうとしたものといえる。

これらの、組合及びその上部団体とそれらの役員を中傷、誹謗する発言や、組合員から組織、役員及び活動の状況を聞き出すという組合の運営への支配介入は、労組法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

その後の団交においても、組合の抗議に対してH常務は覚えていないと言ったり、居直ったりしている。しかし、現に会社社長は、同年10月12日にD委員長に対し、「H常務が口をすべらしたらしい」と認めていた。

H常務ら2名が広島まで出向いてこの5.23広島発言を行った目的は、組合の前書記長であり副委員長であった、地方の組合幹部であるR執行委員に不安と動揺を与え、あわよくば切り崩そうとし、また、組合の広島における分会の組織・力量のチェック並びに上部団体との切離しをねらって上部団体攻撃を強めるために利用できる情報を得ようとしたものである。会社は、広島出張をPL法の説明のためと主張するが、同年6月に本社において全国から担当者を集めて1泊2日の説明会を行っていること、人員の一番多い近畿CP営業所ではH常務が説明せず、別の人間に任せたとやっていること、他の営業所における説明会の開催状況は確認していないとH常務が証言していることなどからすると、H常務ら2名が広島に出張した目的はPL法の説明会に藉口して、上記支配介入を行うことにあったことは明らかである。

イ 会社は次のとおり主張する。

5.23広島発言の内容についての組合主張は、事実を歪曲するものである。

組合主張の根拠は、R執行委員の証言と組合による抗議の申入書だけであるが、同人の証言は非常に自信無げであいまいであり、信用できない。また、7.21申入書は5.23広島発言から2か月も経過した後のものであり、このように問題を放置していた態度からしても、当のR執行委員自身がこの発言を重要視していなかったことを示している。

実際は、H常務ら2名が広島営業所に出張した際の懇親会の席上で、様々な話題の一つとして組合に関する話題が出たのであり、賃上げ交渉が難航していたり、無許可のビラまきがあったりしたので、H常務は、組合の硬直的態度について、「以前と違って大変だよ」、「今度の上部は硬直的であり高圧的であって非常に話が分かりづらい」と実情を話すとともに、「このような組合で大丈夫かなと思っている」と心情を吐露するなどし、この酒席は和気あいあいのうちに3時間を楽しく過ごしたものである。また、J課長は二次会に出かける途中の公道においてR執行委員に対し、「最近団交に来てないのはどうしてなんですか」と尋ねたのであり、「外されたんやな」等との発言はしていない。

このように組合の主張する本件不当発言なる主張は、全く根拠が無いもので、会社に不当労働行為はない。

(2) 不当労働行為の成否

組合は、5.23広島発言が組合に対する支配介入に該当すると主張するので、以下検討する。

使用者の発言が支配介入に該当するか否かは、その発言の内容、程度、なされた時期、場所、目的、相手、組合員に対する影響力等、発言の前後の状況が総合的に考慮されるべきである。

まず、H常務の発言についてみると、前記第1.4(2)認定のとおり、酒席において、H常務がR執行委員に対し、「無届けでビラまきが行われてけしからん」、「(組合の上部団体の)Uは非常に話しが分かりにくくて困る」、「言葉尻を捕らえて文句を言う」、「D委員長以外の役員の名前については正式に紹介を受けていないので分からない。訳の分からない人間から電話が掛かってくる」と発言したことが認められる。

上記発言の前後の状況についてみると、前記第1.4(1)ないし(3)認定のとおり、①H常務ら2名が広島営業所に行ったのは、PL法の説明会とJ課長の紹介のためであったこと、②この酒席の出席者は7名で、うち2名が組合員であり、各自が自由に懇談しており、当該発言はH常務とR執行委員の二人の間での会話であったこと、③H常務とR執行委員は初対面ではなく以前からの知り合いであったこと、④当日は春闘交渉の最中であったが、R執行委員は組合側交渉員ではなかったこと、⑤R執行委員はH常務の発言に対し、反論したり反感を示したりはしておらず、その後、H常務ら2名とともに二次会にも参加していること、⑥組合が会社に対し、5.23広島発言について文書で抗議をしたのは当該発言よりも2か月経過した後であり、その間何らこれに関する抗議等はなかったこと、が認められる。

これらの事実からすると、H常務ら2名の広島営業所訪問は業務目的によるものであって、H常務の発言は業務終了後の少人数の酒席において、以前からの知人であり特に現在の団交の交渉員でもないR執行委員に対してなしたものであり、その中に組合に対する非難を含んでいたとしても、威嚇、不利益の示唆、利益の誘導等は何らなく、ただ日頃からの組合との交渉に対する苦労の思いを酒席でつい吐露してしまったとみるのが相当であり、当該発言が組合の組織、運営への影響を与えることを目的としてなされたものとは認められない。また、R執行委員はそのようなH常務の発言に対し、当日その場で反感を示したり反論をしなかった上、そのまま二次会へ同行しており、組合は当日から2か月以上経過して初めてこのH常務の発言に対する抗議を行っていることからして、R執行委員自身にとってもH常務の発言は特段問題だと感じるほどのものではなかったと推認される。

このようなH常務の発言は、組合の上部団体との関係に触れる部分は必ずしも穏当ではなく軽率のそしりを免れないが、発言の状況、影響等からみて支配介入とまでは認められない。なお、組合はH常務が「組合をぶつつぶしたる」と発言したと主張するが、この主張を認めるに足る疎明はない。

次に、J課長の発言についてみると、R執行委員が従前団交に出席し

ていたのに、その後出席しなくなったため、同人に会った時点で、「団交に出席しなくなったのはなぜか」と尋ねたとしても、これはJ課長のごく自然な発言と判断され、組合の主張するようなR執行委員が団交に出席していない理由を探ろうとした支配介入行為であるとは認められず、また、これに反する疎明はない。

以上のとおりであるから、5.23広島発言に不当労働行為は認められない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成11年6月24日

大阪府地方労働委員会  
会長 川合 孝郎 ㊟

「別図 略」